

# 平成 1 3 年第 7 回教育委員会記録

平成 1 3 年 4 月 2 5 日 (水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成13年4月25日(水)午後2時3分～午後2時50分  
場 所 教育委員会室  
出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫  
職務代理者  
委員 大藏 之助  
欠席委員 (なし)  
出席説明員 教育長 與川 幸男 事務局次長 松本 義勝  
庶務課長 佐藤 博継 学校運営課長 佐野 宗昭  
学務課長 森 仁司 施設課長 小林 陽一  
指導室長 工藤 豊太 事務局副参事 田中 哲  
社会教育 スポーツ課長 荒井 健一 中央図書館長 古川 正司  
社会教育センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館次長 杉田 治幸  
事務局職員 庶務課係長 小今井 七洋 法規主査 能任 敏幸  
担当書記 手島 広士  
傍聴者数 12名

### 会議に付した事件

(議案)

議案第37号 杉並区社会教育委員の委嘱について

(報告)

- 1 通学区域の弾力化に向けた今後の取り組みについて
- 2 杉並区立校外施設の休業について
- 3 教科用図書採択のしくみについて
- 4 杉並区における社会教育行政の責務について

**委員長** ただいまから、平成 13 年第 7 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。どうも、お忙しいところをありがとうございます。本日の署名委員に宮坂職務代理者を指名いたします。

庶務課長からお話ございましたので、議事のほうは、報告のほうから入らせていただきます。第二「報告案件」ということで、議事に入ります。事前に 3 件提示されていたわけですが、1 件追加になっておりまして、4 件ございます。とりあえず、第 1 が「通学区域の弾力化に向けた今後の取り組みについて」ということです。学務課長のほうからご説明を願うのですが、2 番目も「杉並区立校外施設の休業について」ということになります。では併せて、よろしく申し上げます。

**学務課長** 私から 2 件ご報告申し上げます。まず、1 件目の「通学区域の弾力化に向けた今後の取り組みについて」をご報告いたします。区立小・中学校の通学区域の弾力化につきましては去る 3 月「杉並の教育を考える懇談会」からの教育長への提言書の中にも、「開かれた学校づくり」という目標の中に、この通学区域の弾力化についても盛り込まれたところでございます。

その要旨は現行の通学区域などの制度は維持しながら、保護者あるいは子どもの意志が尊重されるような、より弾力的な仕組みに変えていく必要が指摘されていたところでございます。一方これと並行して、本年 1 月 24 日の教育委員会には、事務局から、この問題についての基本的な考え方及び今後の進め方などについてもご報告申し上げたところでございますし、教育委員の皆様方には P T A などとの意見交換の機会も 2 月に開いたところでございます。そして、今回この「杉並の教育を考える懇談会」からの提言の趣旨を踏まえまして、来年度の新 1 年生を対象とした小・中同時実施に向けて、弾力化を今年度取り組むに当たっての基本的な考え方と進め方をご報告いたします。

まず、1 番目の「基本的な考え方」ですが、 に記載しておりますとおり、魅力と特色のある教育活動の実現と開かれた学校づくりを促進するため、現行の通学区域を弾力化して、保護者などが学校を希望できる仕組みを取り入れた制度を、平成 14 年度から、新 1 年生を対象に小学校、中学校同時に実施するという考え方でございます。

そして、2 番目としては、現行の制度を維持した上で、指定された学校以外の学校を希望できる仕組みとしていく考えでございます。

また、特色ある学校づくりとともに、こういった制度を導入するに当たっては、希望する学校を選んでいく基準となる情報が学校側から保護者などに的確に発信されている、あるいは提供されていることが必要になってまいりますので、こういった点で学校公開の実

施、あるいは案内の作成、あるいはホームページの活用など様々な工夫をこらしながら、各学校の個性や特色を分かりやすく保護者の皆様にPRしていくような取り組みも並行して進めてまいりたいと考えています。

そして、この通学区域の弾力化につきましては、今年度「教育改革アクションプラン」として策定に向けて準備を進めておりますが、杉並のこれからの教育を実践的に改革していくプランの一環として位置付けて、取り組んでまいる考えでございます。

こうした考え方を踏まえて、今後の進め方の部分でございますが、としましては、教育を考える懇談会の提言書の中にも、保護者の理解を十分に得ながら検討を進めていくということが謳われておりますので、この点を踏まえて、学校あるいは保護者、そして区民から意見を求めながら、十分な理解を得つつ進めていく考えでございます。また基本的な考え方はで述べたとおりでございますが、具体的に例えば、希望できる学校の範囲など具体的な実施方法に関わる部分については、今後で申し上げた考え方に基づいて、広く意見を聞きながら検討を事務局のほうで重ねた上で、教育委員会にお諮りし、方針、実施案の策定を行ってまいりたいと思います。

の今後のスケジュールの部分でございますが、弾力化に向けた主なスケジュールを「予定」として2枚目に整理いたしました。例年、就学事務につきましては、10月1日付時点での学齢簿の編製に基づきまして、新入学予定児童への就学時検診の通知を10月初旬に発送しておりますが、これに合わせて、この弾力化に関わる資料を同封して、保護者にお届けするということからいいまして、10月初旬を基準に逆算して、方針等の決定、実務的な準備を進めてまいりたいと考えておりまして、今日25日に、今後の進め方についてご報告させていただいた後、学校、保護者、区民の皆様説明の機会、あるいは広報等を通じてご説明、ご意見をいただきながら、6月末頃までには実施方針や実施案を作成し、さらにそれについてのご意見などもいただきながら、8月上旬に教育委員会のほうで実施の決定をいただくべく準備してまいりたいと思います。

そして、その後実務的に9月には当然各該当の保護者の皆様への周知などの作業と並行しまして、広報紙を通じた弾力化についての特集記事、あるいはホームページを通じた学校案内の発信提供などの準備を進めてまいりたいと考えております。

3枚目の資料でございますが、これはこのご報告の参考ということで事務局でまとめたものでございます。なお、この資料の情報の一部は、まだ現在学級編成時期でもございますので、学務課で各区・市に聞き取りで情報を集めたものでございますので、正式に公表されて、固まった数字ではない部分もございますので、その辺ご承知おきいただければと

思います。

ちょっと補足的に申し上げますと、ご案内のとおり、特別区は品川区が平成 12 年度から弾力化の取り組みを小学校のほうを先行して実施していきまして、13 年度は区内全域の中学校で、新 1 年生を対象に実施しております。また、豊島区では 13 年度小・中同時実施で、指定校に隣接した学校から希望の学校を選ぶということで、新 1 年生を対象に制度を導入しております。また都下では日野市が既に 13 年度から、小・中、新 1 年生を対象にブロック割りで弾力化を図っているということでございます。また、特別区の中でも当区のほか、荒川区、足立区、江東区で記載のような形で、平成 14 年度の実施に向けた取り組みが既に行われているという情報が入っております。以上が「通学区域の弾力化に向けた今後の取り組みについて」のご報告でございます。

**委員長** 審議の途中ですが、傍聴者が 6 名を 2 名上回って、いらっしゃいます。よろしいですか。お認めいただきましたので、次をお願いします。

**学務課長** 2 件目のご報告ですが、「杉並区の校外施設の臨時休業について」をご報告いたします。資料をご覧ください。区立学校が行います校外教育のために、教育委員会で設置しております校外施設、富士学園、菅平学園、弓ヶ浜学園に関わる臨時休業についてご報告申し上げます。なお、弓ヶ浜学園につきましては、一部事後報告という形になりますが、ご容赦いただければと思います。これらの校外施設については、定期休館日なく、通年使用で利用していただいているところでございますが、館内清掃、あるいは設備機器の点検等のため、記載のような日程でそれぞれの 3 つの校外施設で臨時休業の予定でございます。理由についてはいま申し上げたとおり、設備機器の点検、あるいは館内清掃が主な理由でございます。

また、周知方法につきましては、杉並区教育委員会告示と「広報すぎなみ」より、広く区民の皆様にも PR させていただく予定でございます。以上簡単でございますが、臨時休業についてご報告いたしました。

**委員長** ありがとうございます。2 件についてご報告ありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

杉並区教育改革アクションプラン、これは年度内に策定するのですね。

**庶務課長** いま準備を進めているところですが、できれば、教育改革アクションプランについては 8、9 月くらいまでに作っていきたいと考えています。

**委員長** できるだけ早目という意味ですね。実施とリンクしてしまうから、できるだけ早いほうがスムーズに実行のほうは移っていくということです。実際の運営というか、教育委

員会の事務的なものが10月以降いろいろ書いてございますが、従来のものと比較して、スケジュール的にいろいろ変わっているのでしょうか。

**学務課長** 先ほどの報告資料の2枚目が主なスケジュールということで記載しておりますが、事務作業としましては先ほど申し上げましたとおり、10月の学齢簿の編製の後、就学児の新1年生を対象にした検診の通知書を差しあげますが、このときに学校を希望できるような制度ということで、「学校案内」と同様、必要な資料を同封しまして保護者にお届けして、一定期間、学校でも学校公開などをこの期間に合わせて実施するなどの工夫を凝らしながら、もし指定校以外の希望があれば、学務課のほうに返送いただくということで、特に指定された学校にということであれば、そのまま入学できるというような仕組みになるかと思えます。

**委員長** 従来のスケジュールと対比して、いろいろ変わっている点があるのかという質問ですが。

**学務課長** スタート時点では新たな書類などを同封するというので、そういう部分では変更がありますが、事務のスケジュールの基点は変わりません。ただ、その過程の中で希望票をじかに保護者方が区の教育委員会にお出しいただくとか、その入学までの間の事務処理は新たに増えてきますが。

**次長** 委員長、これはあくまで現時点では、実施する場合はということになります。ですから、8月の、その実施を決定した時点で具体的なこういったスケジュールは確定するというので、現時点では予定と。仮に実施しなくても、中身は変わりますけれども、作業的には若干変わりますけれども、時期は大体同じです。

**委員長** いろいろ差し障りがあると思うんですね。

**次長** まだ、決定していませんので。

**委員長** 変化しますのでね。年間スケジュールというのは、変えると、いろいろしわ寄せが出てくると思いますので。

何かございますか。今後の取り組みということで、スケジュールが中心となったご報告ですので、よろしいかと思えます。

**学務課長** 今日ご報告して、ご了承ということになれば、この考え方にそって、今後区民向けのPRあるいはPTA、学校との意見交換、説明などを逐次進めてまいりたいと思えます。

**委員長** 校外施設の臨時休業について、何かご質問等ございますか。

弓ヶ浜はかなり日数が多いのですが、設備の改善が多く見られるのですか。

**学務課長** 弓ヶ浜は休業の頻度が多いのですが、～ は具体的には、前回は害虫駆除消毒、ならびに清掃が理由でございます。あそこの施設は、蚊など、若干虫が多いという事情があります。海が近いせいか、虫が多いということで、害虫駆除は年4回行って、ご利用に支障が出ないようにしています。の7月の海水浴シーズンですが、これは前期、移動教室が終わった後、夏休みに入る前に、そういった害虫駆除や清掃などを行うということ、あるいはも夏休みが終わって、後期の移動教室の前にそういった作業をするということで、そういったものも含めて、若干回数が他の施設に比べて多いという状況でございます。

**委員長** よろしいでしょうか。では、お認め願ったことにいたします。ありがとうございます。3番目の「教科用図書採択のしくみについて」、指導室長からお願いします。

**指導室長** 「教科用図書採択のしくみについて」ということで、ご説明いたします。その前に「平成13年度の教科用図書採択事務日程の概要」ということで、前回教育委員会でご説明しました後、文教委員会にも同様のご説明をした折、日程と整合性を合わせたり、調整等がありましたので、新たに文教委員会で説明したものを再度教育委員会の資料ということで、ご提示するものでございます。特に107条本の採択等の月等におきまして、私どもが当初考えていた月より、若干早目のほうがというような、こちらの考えもまとまりましたので、その辺の月を変えたというようなポイントが変更点でございます。あと、大体の日程の進め方は前回ご説明したとおりでございます。

2枚目ですが、文教委員会でも流れ等につきましては要綱にしたがって、一応私ども、わかりやすく図に描いておりましたもので、文教委員会で提示したものと同じものを参考ということで使いながら、ご説明申し上げたいと思います。

まず、流れ図の部分でございますが、通常学級と心身障害学級、養護学校ということで、流れ図がまず違うということをご理解いただければと思います。通常学級におきましての教科書採択は今年度は小・中合同ということで、いままでこういう小・中合同の教科書採択はなかったわけでございます。通常は隔年の採択で4年のスパンでやっております。心身障害学級及び養護学校につきましては、毎年採択業務が行われるということでご理解いただければと思います。

通常学級のほうのご説明を申し上げます。まず、最初に杉並区教育委員会が5月に教科用図書選定審議会に諮問をしていただくような図になっております。それから、教科用図書選定審議会がその下部組織の中に、種目別調査部会というのを設けて、全部の教科書について、調査・報告を審議会に上げる行為がでございます。それと並行しまして、学校のほうには5月から6月等にかけて、それぞれ見本本を提示して、調査していただくという行

為を求めます。すべての種目別を調査して、報告書にまとめて審議会に上げていただく行為があります。

それから、区民の方々にも周知するという事で、見本本の展示会場を予定しております。これは法定展示ということで、14日間展示会場を開設するという事になっておりますので、教科書センターがごございます済美教育研究所を1カ所、それから中央図書館、セシオン杉並等をいま予定して、作業に入っているところであります。その部分につきましては、区民の皆様方が法定展示期間中回覧できますので、そこで見ていただいて、そこに設置してありますアンケート等もありますので、ご意見、お考えがありましたら、そこで書いていただくということになります。そこで書いていただいたアンケート等は、やはり同じように選定審議会に上がってくるわけでごございます。それで、最終的には、杉並区教科用図書選定審議会にすべての調査したもの、また報告で上げられたもの、区民の皆様方のアンケート意見が集約され、協議し、整えた状況の中で、答申に値いするものであるかということ、きちんと書式等を整えまして、最終的に7月に教育委員会に答申をするものでございます。

この図には見えない部分ですが、教育委員の皆様方におかれましても、当然教科書の部分については、ご覧になったり学習していただくということは、前回もご説明しましたが、教科書のワンセットが指導室に設置されますので、随時それを回覧していただいて、教科書について学習していただく状況がこの背景にもございます。

心身障害学級・養護学校につきましては、杉並区教育委員会から、やはり諮問を6月に教科用図書検討委員会と、期間に諮問が行われます。そこから、各心身障害学級設置校、養護学校におかれまして、それぞれ採用する教科用図書について、ご依頼を申し上げます。7月に委員会に申請いただき、そして最終的に同じ7月に答申ということになります。当然、この見本本等、採択に当たっての参考にする本につきましてはそれぞれ児童・生徒の発達、その他状況に応じて、各学校で使用する教科書が違うものですから、107条本におきましては、東京都でリストがされているものが一応ありますが、それ以外に、もし各学校で、こういう本はというのがあった場合は、必ず検討委員会にかけられて、そこで承認を得て、採択業務に当たるという状況になります。

7月下旬に教育委員会から採択における結論を出していただきまして、最終的には事務局は、8月15日に東京都教育委員会に結果を報告するという流れ図になっております。簡単ですが、私から採択業務における流れ図について、ご説明申し上げます。

**委員長** ありがとうございます。ではご質問、ご意見はございますか。



**大蔵委員** 「採択については、8月15日まで」と書いてあるのは、ここでやらないと、間に合わないという意味ですね。

**指導室長** 報告が8月15日までというふうになっておりますものですから、委員のおっしゃるとおりです。

**大蔵委員** それ以外のところは、日にちなどが入っておりません。これは教科書も来ていないので、来てから仕分けなどの手続をして、具体的な日付が決まって来るということですね。

**指導室長** はい、おっしゃるとおりでございます。

**委員長** 心身障害学級・養護学校のほうは見本本の展示会場などはどうですか。

**指導室長** 見本本という提示はございませんで、要するに普通の読み書きができるようなものとか、そういうリストという形で提示されるものですから、心身障害学級・養護学級等にはそれぞれの多岐にわたる資料はございますけれども、見本本という形では配付はされません。その部分については、展示は考えておりません。

**大蔵委員** 通常のほうの見本本の展示の広報というのは、どうやってやるのですか。やはり「広報すぎなみ」に出るのですか。

**指導室長** はい、「広報すぎなみ」で区民の皆様には周知するようになっております。

**委員長** 前回もご議論願っていますので、これはよろしゅうございますか。では、お認めいただいたということにいたします。

では4番目「杉並区における社会教育行政の責務」についてお願いします。

**社会教育スポーツ課長** 私のほうから、社会教育委員の会議の提言につきまして、ご報告申し上げます。昨日、社会教育委員の会議の最終回がございまして、そこで提言がまとまったということで、教育長宛に提言の提出がありました。その内容につきましては、本日お手元に資料を配付してございますが、今回の提言につきまして、特徴等を申し上げますと、今回は第6期なのですが、前期第5期、9年、10年の社会教育委員の会議での提言もございまして、その中では「杉並区における社会教育行政の今後の在り方について」というふうな提言がありました。この内容につきましては、今回の第6期でも検証等を行ったわけですが、すべてとはなかなか言えませんが、その中で何点かにつきましては、既に実施をされたものもございまして。

今回は生涯学習の時代ということで、いろいろな流れがありまして、その中で、今回の提言につきましては社会教育委員会以外で実施されている社会教育関連事業等について、事務局で調査をいたしました。それにつきましては、資料、別紙1に記載がございまして、い

ろんな生涯学習的な事業を展開しているということで、これで十分かどうかはともかくとしても、いろいろな諸事業と合わせると、現段階では、行政によって多様な社会教育事業が展開されていると認識した、というふうなことが今期の委員の先生方のご意見でございました。

また、3月にまとまりました「杉並の教育を考える懇談会」の報告の中にも、社会教育関係の内容がございまして、そこには「杉並区の社会教育は他市区町村に比べて充実し、数多くの生涯学習、文化活動の場が設けられ、多くの区民のために役立っている」というふうな記載もございまして、いま教育委員会だけでなく、先ほど申し上げましたように、いろいろな関連各課が実施しておりますので、今回の提言につきましては、比較的弱い部分というか、特に環境教育と防災教育の2つの点に注目をして、提言がなされているというふうなことでございまして、特に防災関係と環境関係につきましては、資料にございまして、あまり区長部局のほうにやっている、いろいろな生涯学習関係の講座等もないというふうな状況がございまして。

それと、既に関東大震災が発生してから、70 数年が経っていて、いつでも大地震が起きる恐れがあるというふうなことで、特に直下型の大地震発生を念頭においた訓練等は行政の最大の責務であるけれども、ハード面の充実はかなりされてきているものの、実際のソフト面というか、区民同士の横のつながりとか、ネットワークの構築などがこれから急がなければならないということでございまして。

これらを生涯学習というよりか、社会教育が正面から取り組むべき課題であるというふうなことで、防災課と社会教育スポーツ課が連携して、これから防災教育、環境教育等について、充実を図っていくべきであるというふうなことで、今回の提言がまとまっているところでございまして、簡単でございまして、以上でございまして、内容につきましては、ご意見をいただきたいと考えております。

**大蔵委員** 社会教育の、こういう報告は私はいままで知りませんでしたので、今回見ましたら、毎回提言というのをおやりになっているようですね。ただ、これを見ますと、表紙に「提言」と書いてあるのですが、中を見ますと、「任期をふり返って。今期のテーマ性について、環境、防災を中心に考える。社会教育の説明。おわりに」、これ全体が提言ということですか。私が読みましたところでは、提言というのは普通は「何々せよ」とか「何々すべきである」とか、そういうことを提案をするのだと思いますけれども、これを読むと、提言というよりは報告書という印象なのですね。

**社会教育スポーツ課長** 過去には教育委員会から諮問をして、それに対して、答申をいただ

いたというふうな事例もありました。しかし、最近は特に諮問をする案件が少なくなっているというようなことで、この社会教育委員の会議というのは、社会教育法で定まって、必ず設置しなければならないという義務があるわけです。それは法律によって、案件というのは決まっているわけですが、特にこういう提言については、出さなくても特にいいのですが、出さなくてもいいということになりますと、当然2年間の任期がございますので、報告だけだと、なかなか内容的にいかがなものかというようなこともございまして、各任期ごとに委員の先生方が、こういうふうな形でまとめていただいているというような状況でございます。

それによって、今回のこの内容等につきましても、教育改革アクションプランの中での生涯学習、スポーツの推進計画等も今年度計画されておりますので、そういう中に取り入れられれば、取り入れていきたいと、そのように考えております。

**大蔵委員** 普通の用語から言いますと、この中には「何々すべきであろう」とか「何々が必要ではないだろうか」という柔らかく提言的なものもありますけれども、大部分が「任期をふり返って」とか「終わりに」というようなことから入っていることからすると、これは提言というよりは、報告と言ったほうが分かりやすいのではないのでしょうか。「第6期の教育行政についての報告です」と言ったほうがいいと思います。官庁用語ではなくて、それが普通ではないかと思います。

**社会教育スポーツ課長** 全体の中で、どれが提言に当たるかというふうなことになりますと、先ほど申し上げましたように、防災・環境教育については、今後力を入れていくべきだということを私どもは提言と捉えているということです。

**大蔵委員** だから、そうすると、報告と提言の部分とを分けるほうがそのほうがはっきりするのではないかと思います。「終わりに」とか「任期をふり返って」を提言といわれると、「ちょっと違うんじゃないの」と言いたくなるという私の気持です。悪いということではありませんが、気がついたことです。いままで、ずっと提言といってきたから、提言というのを守ろうという必要はないのではないのでしょうか。報告になってもいいのではないのでしょうか。意見です。

**委員長** どこに提言するのですか。区の教育委員会ですか。

**社会教育スポーツ課長** 教育長宛に、この提言を受けたという意味です。それから、先ほど社会教育委員の会議規定を最初に申し上げましたが、必ず置かなければならないということではないということです。

**委員長** いま大蔵委員の言われたのと同じなのですが、内容的には本当にそうですね。あと、

現在の風潮として、自己点検というか、自分たちの業務が任期中にどうであったか、何をどの程度出来たか、という事後点検というか、自分たちの成果を評価するという立場でも若干書かれていますね。それをベースにしなが、今後どうしたらいいのかという提案が書かれているのです。これは先ほどのアクションプランに反映できるように事務局のほうも考えられていたものということですね。ただ、出しっ放しとか、言いっ放しになると、せっかく知恵を絞られて、時間をかけられたのに無になりますから、その辺も考えていただければと思います。

**大蔵委員** だから、初めに「こういうことがありました」ということを今の委員長のお話のように、自己評価でも何でもいいですが、書いて、そしておしまい所に「以上に基づいて、我々はこれだけのことを提言します」というように、提言部分を分けたほうがはっきりするのではないのでしょうか。そうすると、また後から「あのときに社会教育委員から提言されたのに、それはどう扱ったのですか」と今度は区民からも聞くこともできると思います。こういうふうに、ざーっと書いてあると、焦点がはっきりしませんので、どの部分がどうなったかというのを言いにくい、という私の印象です。

**社会教育スポーツ課長** はい、今後参考にさせていただきます。

**委員長** いろいろ貴重な意見をいただきましたし、また内容的にも大事なことが書いてありますので、この成果をよろしくお願いいたします。報告事項は、これで終わりにいたします。大蔵委員、お見えですので、元に戻りまして、議案のほうに入らせていただきます。

第1議案 第37号「杉並区社会教育委員の依嘱について」、よろしくお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 議案第37号につきまして説明申し上げます。これは、ただいま報告いたしました、昨日で第6期の社会教育委員の会議の委員さんの任期が終わりまして、今日から新しい委員さんの任期が始まるということで、今日議案を提出するものでございます。では議案を朗読いたします。

議案第37号 杉並区社会教育委員の依嘱について 右の議案を提出する。平成13年4月25日、提出者 杉並区教育委員会 教育長 與川幸男。

2枚目以降に今回依嘱する方々の住所と氏名の記載がございます。規則関係はそこに記載がございますが、これは社会教育委員の設置に関する条例の施行規則によりまして、委員の依嘱の分野別の内容ということで書いてございまして、記載のように、施行規則第2条第1項第1号委員と申しますのは、区内に設置された各学校の長ということで、2名以内となっております。区立中学校の校長先生1名と、区内にあります都立高校の校長先生に……………。